

募集 草津市男女共同参画推進条例10周年 これまでの10年 これからの10年

男女平等で誰もが住みやすい、風通しのよい草津をつくるために、市では2008年に「草津市男女共同参画推進条例」を制定しました。今年で条例施行10周年、どう変わったのか、変わっていないのか、次の10年をみんなで考えましょう。

- ① 話題提供 二宮周平氏(立命館大学教授)
- ② ワークショップ
- 🕒 7月20日(土) 13:30~16:30
- 所 市民交流プラザ 中会議室
- 定 30人(先着順)
- 申 7月18日(木)(必着)
- 申・問 男女共同参画課(7階)
☎565-1550、☎561-2489



男女共同参画県外研修の参加費補助

県外での男女共同参画に関する研修に必要な参加費や交通費、宿泊費の一部を補助します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

補助率 2分の1(限度額1万円)

対 市内に在住か通勤・通学していて、同補助を受けたことが2回以下の人

定 4人程度(先着順)

申 申込書を書き、直接か郵送で

申・問 男女共同参画課(7階)
☎565-1550、☎561-2489

市人権・同和教育研究大会

「差別の現実に深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう」を研究テーマに、全体講演や分科会で、課題解決に向けて学びを深めます。

🕒 8月3日(土)
9:30~15:45

所 市役所、草津アマカホール(草津三)ほか

他 託児や手話通訳を希望する人、車いすの人は、7月25日(木)までに申込要

申・問 児童生徒支援課(6階)
☎561-2437、☎561-2488

国民年金保険料免除・猶予の申請受付

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合は、申請をして承認されると、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。令和元年度分(7月から令和2年6月まで)の手続きは、7月1日(月)から受け付けます。

対 免除 本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の人
猶予 50歳未満で、本人と配偶者の前年所得が一定額以下の人(世帯主の所得は対象外)

申 7月1日(月)~

申・問 保険年金課(1階)
☎561-2367、☎561-2480
日本年金機構 草津年金事務所(西浜川一)
☎567-2220、☎562-9638

人権擁護委員

出呂町馨さん(渋川学区担当)と金川美鈴さん(老上・老上西学区担当)が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。任期は7月1日(月)から3年間です。人権相談や啓発活動などを行います。

申・問 人権政策課(6階)
☎561-2335、☎561-2488
大津地方法務局 人権擁護課(大津市)
☎522-4673、☎522-5317

委員募集

- 対 18歳以上で、市内に在住か通勤・通学しているか、市内で市民公益活動を行っている人。ただし、市の議員や職員、他の審議会などの委員を除く
※他に制限のある場合は個別に記載
- 他 会議出席の際、託児が必要な場合は、担当課にご相談ください

総合計画審議会委員

市政運営の最上位の計画である「第6次草津市総合計画」の策定について、必要な事項を審議します。

任期 委嘱日~令和3年3月
※年5回程度の会議に出席

定 1人(選考(面接))

申 7月1日(月)~16日(火)(消印有効)

申・問 企画調整課(7階)
☎561-2320、☎561-2489

市図書館協議会委員

図書館の運営やサービスについて、意見を述べる委員です。

任期 委嘱日~2年間
※年3回程度の会議に出席

対 ・学校教育か社会教育の関係者
・家庭教育の向上に資する活動をしている人
・学識経験者

定 2人(選考(面接))

申 7月20日(土)まで(消印有効)

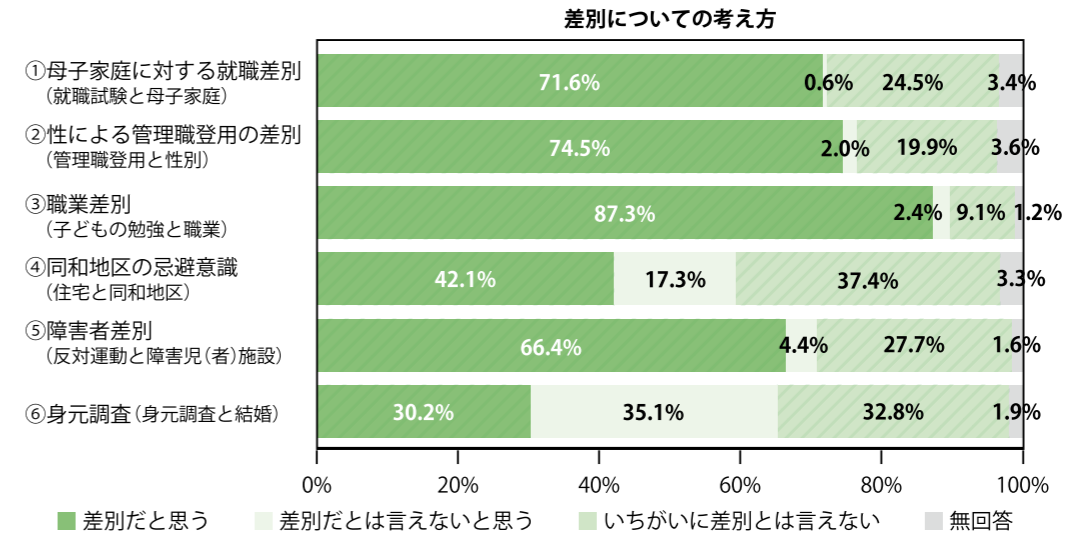
申・問 図書館(草津町)
☎565-1818、☎565-0903



差別のない明るいまちに

人権センター(大路二)
☎563-1177、☎563-7070

「人権・同和問題」に関する市民意識調査から



草津市では、今年2月に「人権・同和問題」に関する市民意識調査※を実施しました。今回は、その中から「差別についての考え方」の調査結果を紹介します。

差別に対する考え方
個人の適性や能力とは別に、母子家庭や女性であること、職業の違いや障害があることで、不利益を被ったり、不平等な扱いをうけることは、多くの人が差別であると答えています。ところが、「住宅と同和地区」「身元調査と結婚」の2つの項目では、明らかに他とは違う結果が出ています。

5年前の調査と比較すると、同和地区の忌避意識を差別であると答えた人は5%以上多くなりましたが、身元調査にいたっては、差別であると答えた人が前回よりも3%以上も減っています。

同和問題に対する正しい理解と認識を
「同和地区に住むと、自分も同和地区出身者と思われて、部落差別を受けられるのではないか」そんな思いや意識が、忌避意識を容認し、助長しているのではないのでしょうか。

これらの方針は、いざいざの間違っています。「差別される側になることだけは避けたい」という意識、つまり、同和地区出身であると思われ、区出身であると思われ、結果として同和地区を差別することにつながります。今日では、この忌避意識こそが部落差別を助長する主要な意識だと言われています。

また、本人の知らないところで、本人に分からないように調べることや、身元調査に協力することは人権侵害行為になります。能力や人柄に関係なく「出身」や「家柄」、「親の職業や収入」、「過去の病歴」など、本人にはどうすることもできない「生まれ」や「家庭環境」などで、

結婚や就職の際に差別を行うことは絶対に許されないことです。

気づきや学びをより確かなものに
忌避意識が大切な人を傷つけたり、その命を奪ったりする行為につながることに気付くことが大切です。安心して生活できる社会は、周りとの豊かなつながりの中にあります。また、人と人との豊かな関係が、同和地区に対する「忌避意識」や「偏見」の克服につながります。市民一人一人の人権が尊重され、差別のない明るい地域社会をつくるために、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に関する正しい知識と理解を深めていきましょう。

※平成30年度の市民意識調査実施結果は、市ホームページなどで公開しています。

●詳細は各担当課までお問い合わせください。